

立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

会議の時間を改正するため。

立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会会議規則（昭和56年立川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前
<p>(会議の時間)</p> <p>第10条 会議の時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>(採決の順序)</p> <p>第21条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 前項の規定による決定に異議があるときは、教育長は、会議に諮り討論を行わないで決定しなければならない。</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第22条 ……略……</p> <p>2 前項の規定による決定に異議があるときは、教育長は、会議に諮り討論を行わないで挙手により採決方法を決定しなければならない。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(請願書の提出)</p> <p>第27条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する請願書は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、請願者が署名をすることは、押印を省略することができる。</p> <p>(請願書の処理)</p> <p>第28条 教育長は、前条に規定する請願書を受理したときは、これを会</p>	<p>(会議の時間)</p> <p>第10条 会議の時間は、午後1時から午後4時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>(採決の順序)</p> <p>第21条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 前項の決定に異議があるときは、教育長は、会議に諮り討論を行わないで決定しなければならない。</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第22条 ……略……</p> <p>2 前項の決定に異議があるときは、教育長は、会議に諮り討論を行わないで挙手により採決方法を決定しなければならない。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(請願書の提出)</p> <p>第27条 ……略……</p> <p>2 前項の請願書は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、請願者が署名をすることは、押印を省略することができる。</p> <p>(請願書の処理)</p> <p>第28条 教育長は、<u>前条の規定による請願書</u>を受理したときは、これを</p>	

議に提出しなければならぬ。

議に提出しなければならぬ。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。